

随意契約理由

令和 7 年(2025 年)6 月 2 日

契 約 担 当 課 名	都市計画推進部 都市整備課
発 注 担 当 課 名	都市計画推進部 都市整備課
契 約 名 称	令和 7 年度庄本町 1 丁目まちづくり事業化検討調査業務委託
契 約 内 容	令和 7 年度庄本町 1 丁目まちづくり事業化検討調査業務一式
契 約 締 結 日	令和 7 年(2025 年)6 月 2 日から
及 び 契 約 期 間	令和 8 年(2026 年)3 月 31 日まで
契 約 の 相 手 方 (所在地・名称)	日本工営都市空間株式会社大阪支店 大阪府大阪市北区中崎西 2 丁目 4 番 12 号
契 約 金 額	3,498,000 円
随 意 契 約 理 由	(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第 6 号に該当) 本業務は、府県境から大阪池田線区間の都市計画道路三国塚口線の道路整備と相乗効果の高い魅力あるまちづくりの実現に向け、地元意見を踏まえた合意形成のまちづくり構想案について検討することを目的とするものです。 日本工営都市空間株式会社大阪支店は「令和 6 年度庄本町 1 丁目まちづくり事業化検討調査支援業務委託」をプロポーザル方式により受託しており、当地区の各種検討を行い、現況や検討経過等を詳細に把握しています。 このことから、当該業者に委託することにより、現況調査などの費用の一部が削減され、関係権利者との調整も円滑に行うことが可能となることで履行期間の短縮となるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号により随意契約を行うものです。